

辻野事務所便り

特集：健康保険証の行方 2

本号は、2024年12月発行『健康保険証の行方』の、続編です。国は、マイナ保険証の利用を推進するために2025年12月2日からはマイナ保険証の利用を基本とするとし、他の手段の情報を開示することに積極的ではありません。

しかし、協会けんぽ発行の水色の「健康保険証」をはじめ、市区町村発行の「国民健康保険証」等も、2026年3月31日まで使用出来ることを確認しました。

また、「資格確認書」を所持している場合は、有効期限が発効日から5年以内であるため、2026年4月1日以降も使えます。更に、「資格確認書」は、誰でも請求すれば受け取ることが出来ることを確認済です。



保存版
2025年
(令和7年)
冬号

発行：2025/12/1



株式会社アートプラン
辻野社会保険労務士事務所

編集発行人：社会保険労務士 辻野 扶美
〒985-0862 宮城県多賀城市高崎三丁目 27-18
TEL：022-354-1151 FAX：022-354-1152

① マイナ保険証を使う場合の留意点



マイナンバーカードのイメージ

▶マイナ保険証には有効期限があります（5年以内）
マイナンバーカードの有効期限は10年間ですが、これに付いている電子証明書の有効期限は5年以内であり、保険証の機能は電子証明書に登録されるため、有効期限は5年以内となります。市・区役所、町役場等に出向いて更新手続きをする必要があります。

▶マイナ保険証は、カードリーダーがない医療機関では使えません

※医療機関窓口では顔認証または暗証番号の入力が必要です

※マイナ保険証をカードリーダーが無いか、カードリーダーがエラーになったとき等には、「資格情報のお知らせ」を提示する必要があります。

→
マイナ保険証を使用する場合は、同時に「資格情報のお知らせ」も持参することをお勧めします。

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年10月時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
フリガナ	アソチイ タロウ				
生年月日	平成元年 10月 1日				
負担割合	3割（令和6年〇月〇日時点）				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひ活用ください。

— マイナポータルへのアクセスダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者まで連絡ください。

***** 6825

左を切り取ってご利用いただくこともできます（このお知らせのみでは受診できません）

2

資格確認のお知らせのイメージ
(②の部分を取り取って使います)

②健康保険証を使う場合の留意点



健康保険証（協会けんぽ）のイメージ

▶健康保険証には有効期限があります
(2026年3月31日)

※2025年12月1日ではありません。

※健康保険証は、医療機関窓口で提示するだけです
暗証番号の入力も顔認証もありません。

※健康保険証は回収されないの、有効期限到来後、
各自でハサミを入れる等して処分することになります

③資格確認書を使う場合の留意点



資格確認書（協会けんぽ）のイメージ

2024年12月2日から発行が始まった資格確認書も、一般に認知されてきました。

▶資格確認書には有効期限があります(最長5年)が、
マイナ保険証と違い、更新手続きは不要です

▶資格確認書は、従来の健康保険証と同様に、退職時には返却しなければなりません

※資格確認書は、医療機関窓口で提示するだけです
暗証番号の入力も顔認証もありません。

※資格確認書は、申請すれば発行を受けられます

資格確認書申請の手続きにつきまして

資格確認書の申請手続きは、事業主が行う必要があります

(マイナ保険証の利用登録のない方、またはマイナ保険証の更新手続きをしない方には、請求しなくとも、資格確認書が送られてきます)

※マイナ保険証を使わなくとも、取得時に特典として受けたポイントの返還を要求されることはありません

◆社会保険の事務手続きを弊社事務所に委託くださっている顧問先様には、弊社事務所に資格確認書の交付申請手続きを行いますので、お気軽にお申し付けください(別途費用は発生しません)

・資格確認書の発行ご希望の場合は、2026年2月までには御連絡を頂けると、健康保険証との切替えに間に合い、スムーズに移行できると存じます。(この際、出来るだけご希望者分をまとめて御連絡いただければ幸いです。勿論、2026年3月以降も、ご依頼があれば、申請手続きを行います。)

発行には通常10日程度かかりますが、保険者で受付が混み合っている場合には、それ以上かかることも予想されます。どうかご了承の程お願い致します。

◆資格確認書交付申請書をご希望の場合は、以下で取得出来ます(協会けんぽの場合)

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/g2/cat230/k_shikakukakuninsho.pdf

※様式にはマイナンバー記載欄がありますが、記号・番号を記載すれば、マイナンバーを記載する必要はありません。

～おわりに～

この形式での事務所だよりの発行は不定期になっていますが、今回の情報はカラーがいいと考え、この形式としました。今後も様々な手段で有効な発信を致してゆく所存です。

今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

辻野扶美